

## 別紙 2

2こ保発第 10780 号  
令和 2 年 5 月 26 日  
(公 印 省 略)

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部

保育サービス課長 津本 卓也  
保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

新型コロナウイルス感染拡大に伴う求職活動等における在園要件の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、求職活動のための入所及び就労先からの突発的な解雇や就労内定の取り消しに至った際の求職期間の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

### 記

当区では、保護者の保育を必要とする要件が「求職中」であった場合、入所月から 2 か月以内の就労開始を在園の要件としており、2 か月以内に就労開始に至らなかった場合、保育の実施期間を終了することとしております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大が求職活動に重大な影響を及ぼしていることを踏まえ、求職中における保育を必要とする期間を 3 か月に延長して在園を認めているところ です。

この度、6 月末まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛のお願いを行っていたことから、例外的に 9 月末日までに就労を開始できれば引き続き在園できる取扱いに変更いたします。

#### 1 求職中の取り扱い

##### (1) 4 月から 6 月までに求職中の要件で入所された世帯

9 月末日までに就労を開始できれば引き続き在園できます。

就労を開始後、就労証明書を提出してください。

##### (2) 就労先からの突発的な解雇や就労内定の取り消しに至った世帯

退職日から 3 か月以内に就労できれば引き続き在園できます。ただし、4 月から 6 月末までの自粛要請期間は 3 か月に含めません。

就労を開始後、就労証明書を提出してください。

## 別紙2

(3) 7月以降に「求職中」の要件で入所する場合

当面の間、入所月から3か月以内に就労開始できれば引き続き在園できる取扱いとします。

### 2 提出書類

(1) 就労から求職活動に変更する場合

- ① 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
- ② 求職活動申立書

(2) 就労内定取消、育児休業中の解雇などにより求職活動に変更する場合

- ① 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
- ② 求職活動申立書
- ③ 離職理由が会社都合によることが確認できる書類のコピー  
(退職証明書、離職票など)

ご不明な点はお問合せください。

問合せ

保育サービス課保育利用支援担当

電話 03-5744-1280